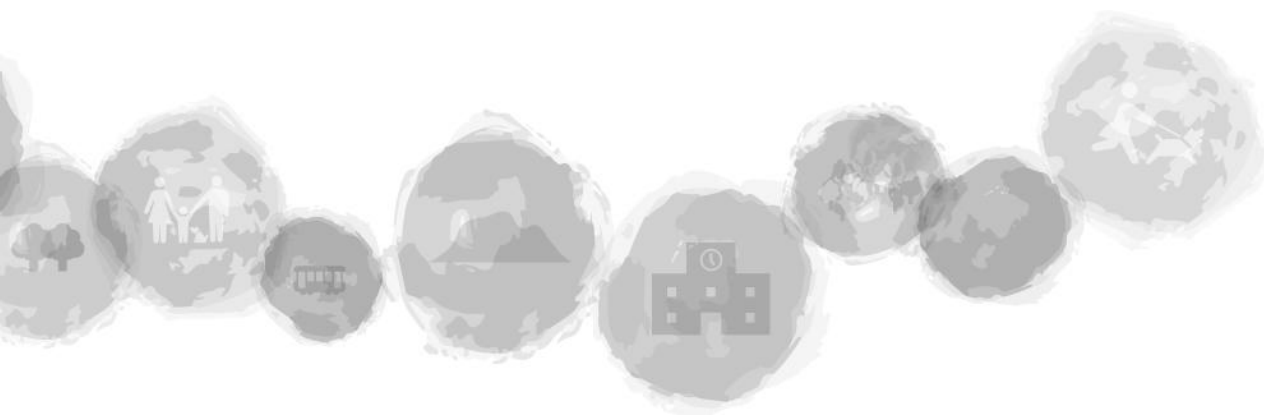


SAPPORO

札幌市景観条例に係る
景観プレ・アドバイスの手引き



札幌市まちづくり政策局

都市計画部地域計画課

平成 29 年（2017 年）4 月

（最終改訂：令和 8 年 4 月）

手引きのねらい

本手引きは、札幌市景観計画及び札幌市景観条例に基づく景観プレ・アドバイスの制度概要や事務手続きの流れ、必要な書類などについて示すことにより、スムーズな手続きがなされる事を目指したものです。

目 次

1. 制度の概要.....	1
2. 景観プレ・アドバイスの対象となる行為	2
3. 景観プレ・アドバイスの手続きフロー	5
4. 手続き	6
(1) 構想段階.....	6
(2) 設計段階.....	8
参 考	10
(1) 景観重要建造物及び札幌景観資産の指定状況（令和8年4月現在）	10
(2) 都市機能誘導区域・詳細図.....	12
(3) 提出書類について	15
(4) 景観アドバイス部会の質疑について	19
様式1の1 景観アドバイス申出書	20
様式1の3 景観アドバイス回答書	21

1. 制度の概要

景観プレ・アドバイスとは、景観法等に基づく届出の手続きに先立ち、計画の早い段階（①**構想段階**、②**設計段階**）で、専門家が関わり、アドバイスを行う制度です。

景観プレ・アドバイスでは、対象となる行為を行おうとする事業者等と、札幌市景観審議会に設置した専門家で構成された景観アドバイス部会とで意見交換を実施します。札幌市は、その結果を踏まえて、事業者等に対し助言を行います。

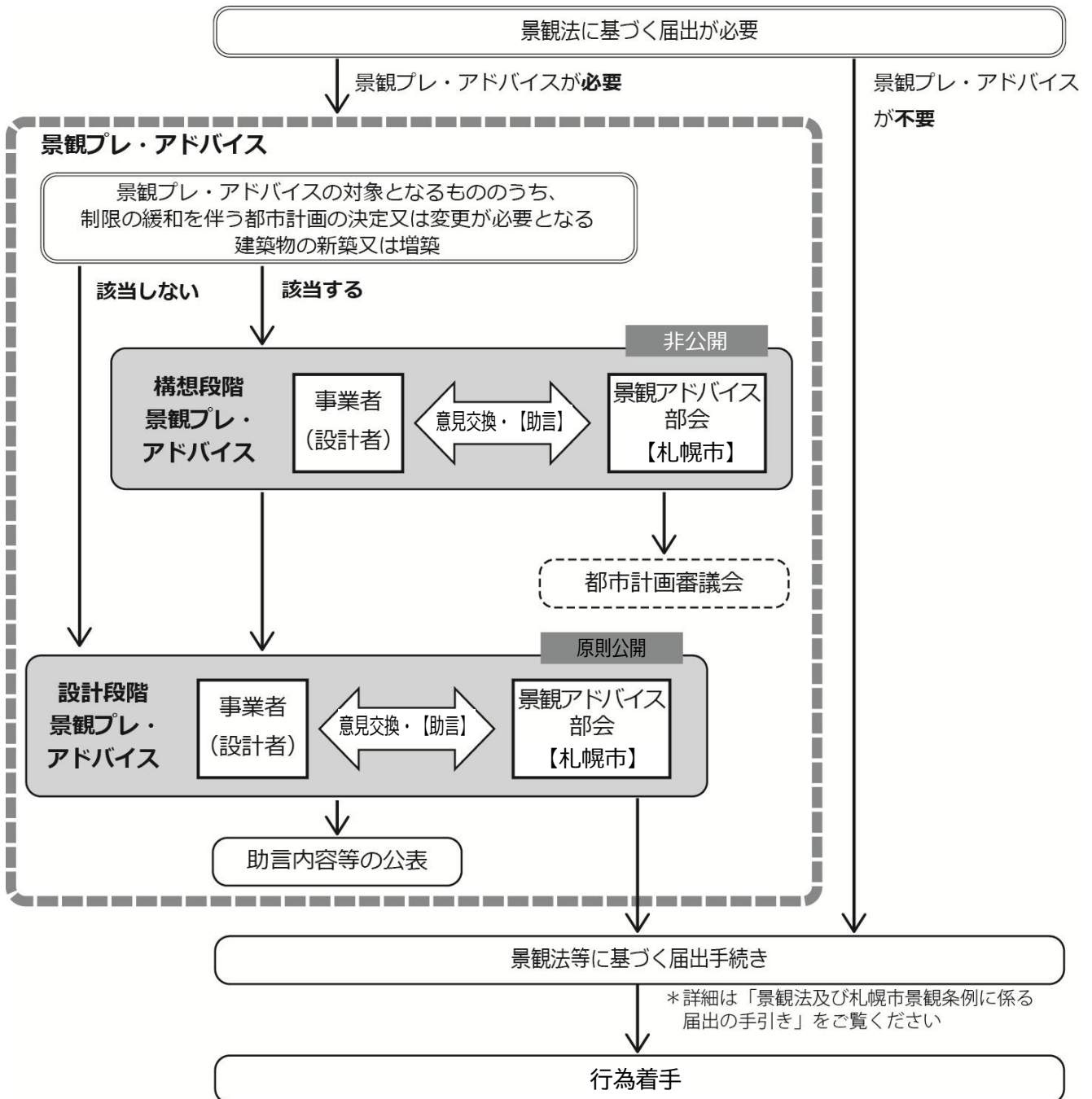


図1 景観法等に基づく届出の流れ

2. 景観プレ・アドバイスの対象となる行為

景観法第 16 条第 1 項の規定による届出又は同条第 5 項の規定による通知が必要となる行為のうち、表 1 の協議対象行為のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、以下の協議の期日までに市長に申出を行い協議する必要があります（具体的な申出期日は、6 ページ及び 8 ページを参照ください）。

表 1 景観プレ・アドバイスの対象となる行為

種別	区域	区分	協議対象行為	協議の期日
建築物	全市 共通	a	下記のいずれかに該当する建築物の新築又は増築 ① 高度利用地区の区域内における建築物 ^{※1} ② 特定街区の区域内における建築物 ^{※2} ③ 都市再生特別地区の区域内における建築物 ^{※2} ④ 地区計画等の区域内における建築物 ^{※3} ⑤ 再開発等促進区の区域内における建築物 ^{※4} ⑥ 都市計画法第 12 条の 8 の規定により地区整備計画に制限を 定めた地区計画の区域内における建築物 ^{※5} ⑦ 都市計画法第 12 条の 10 の規定により地区整備計画に制限 を定めた地区計画の区域内における建築物 ^{※6} *①～⑦は、都市計画の決定又は変更後に当該区域となる見込みの行為 も対象となります。	都市計画 審議会に 付議する前 及び 行為着手の 180 日前
		b	景観重要建造物 ^{※7} 又は札幌景観資産 ^{※8} （建築物に限る）の敷地 境界線からの水平距離が 10m 未満の範囲内にある敷地(3 ペー ジ付図参照)における建築物の新築又は増築	行為着手 の 180 日前
	景観計画 重点区域	c	高さが 60m を超える建築物の新築又は増築 延べ面積が 10,000 m ² を超える建築物の新築又は増築	
		d	高さが 60m を超え、かつ、延べ面積が 10,000 m ² を超える建築 物の新築又は増築 ^{※9}	
	都市機能 誘導区域 (都心) (4 ページ参照)	e	延べ面積が 10,000 m ² を超える建築物の新築又は増築 ^{※9}	
工作物	全市 共通	f	高さが 100m を超える工作物（橋りょう、擁壁等を除く）の新 設又は外観の過半にわたる色彩の変更	
		g	橋長が 100m を超える橋りょう（高架道路又は高架鉄道を除 く。）で河川に架かるものの新設又は改築	

※ 1：当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を
超えるもの又は建築基準法第 59 条第 4 項の規定による許可に係るものに限る。

※ 2：当該建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を
超えるもの又は建築基準法第 56 条若しくは第 56 条の 2 若しくは高度地区規定書の規定による高さの制
限を超えるものに限る。

※ 3：高度地区規定書の規定による高さの制限を超えるものに限る。

※ 4：建築基準法第 68 条の 3 第 1 項から第 4 項までの規定による認定又は許可に係るものに限る。

※ 5：建築物に係る敷地を含む区域に係る用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値を超
えるもの又は建築基準法第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定による許可に係るものに限る。

※ 6：建築基準法第 68 条の 5 の 5 第 2 項の規定による認定に係るものに限る。

※ 7：景観法第 19 条第 1 項に規定する「景観重要建造物」

※ 8：札幌市景観条例（平成 19 年札幌市条例第 54 号）第 36 条第 1 項に規定する「札幌景観資産」

※9：建築基準法（昭和25年法律第201号）第59条の2の規定に基づく許可により容積率又は各部分の高さの制限を超えようとするもの、①～⑦に該当するもののうち、都市計画決定・変更が不要なもの、札幌市景観条例第42条の5第2号に規定する景観まちづくり推進区域内で行われるものに限る。

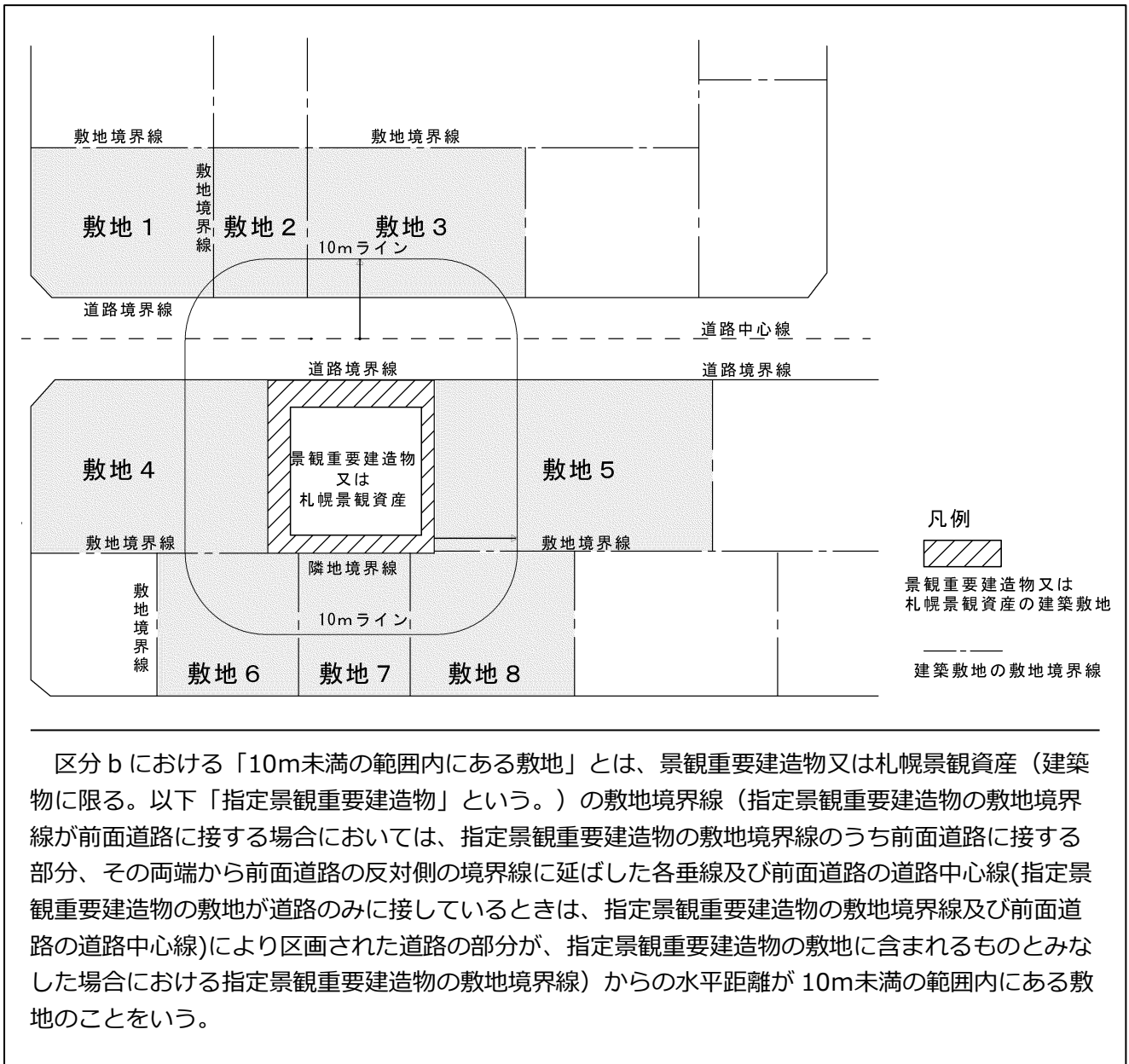


表1 付図 景観重要建造物又は札幌景観資産の敷地境界線からの水平距離が10m未満の範囲内にある敷地（イメージ）

※景観重要建造物及び札幌景観資産の詳細については、10,11 ページを参照ください。

※「札幌市都市計画建築確認情報提供システム」や「札幌市地図情報サービス」では、「指定景観重要建造物等近接敷地」と表示されます。

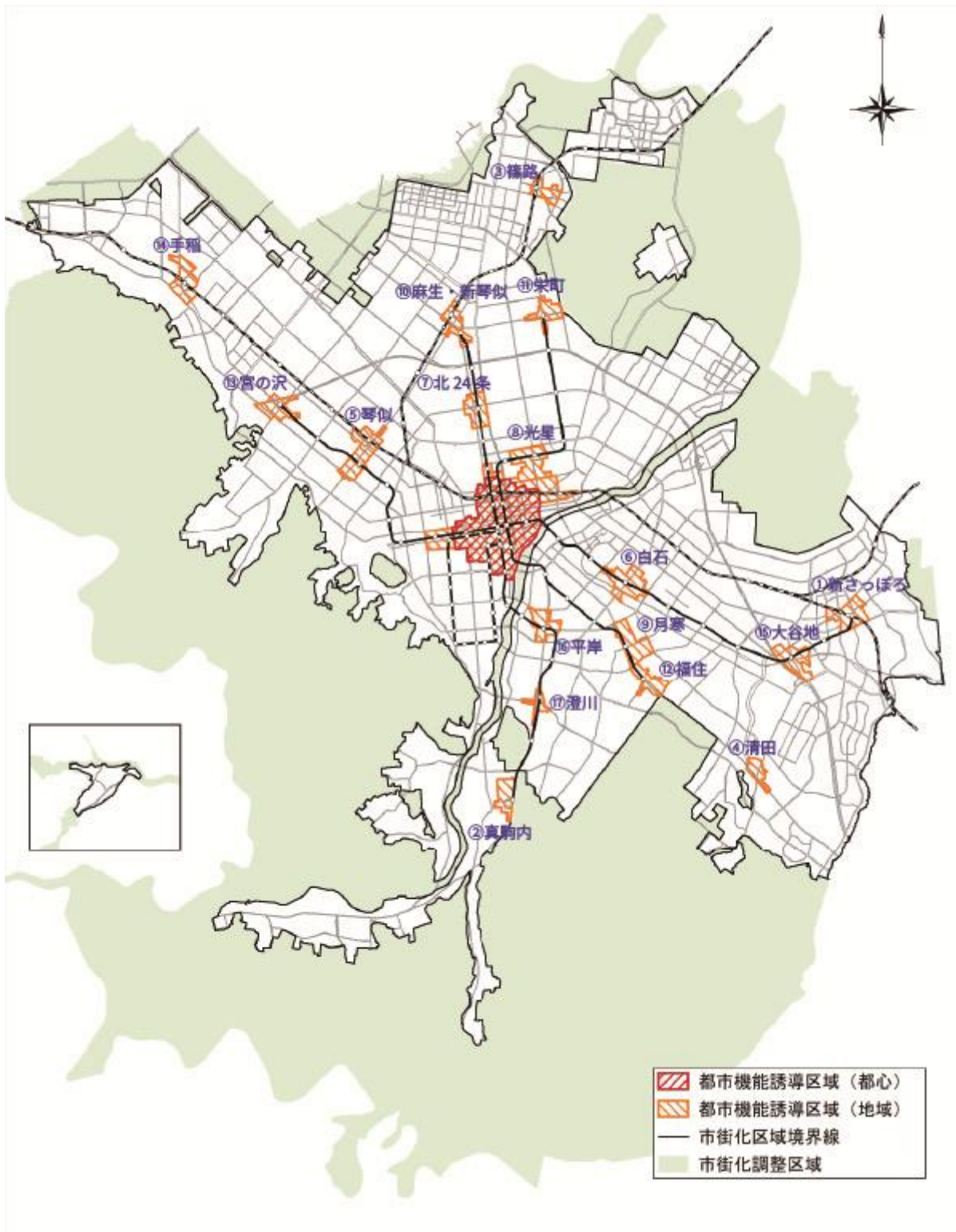


図2 都市機能誘導区域図

※各区域の詳細については、12ページ以降を参照ください。

3. 景観プレ・アドバイスの手続きフロー

景観プレ・アドバイスの実施回数は原則1回（設計段階）としますが、1ページ「表1 景観プレ・アドバイスの対象となる行為」区分aに該当する行為を行おうとする者は、原則2回（構想段階・設計段階）となります。図3に示す手順に従って景観プレ・アドバイスの手続きを行ってください。

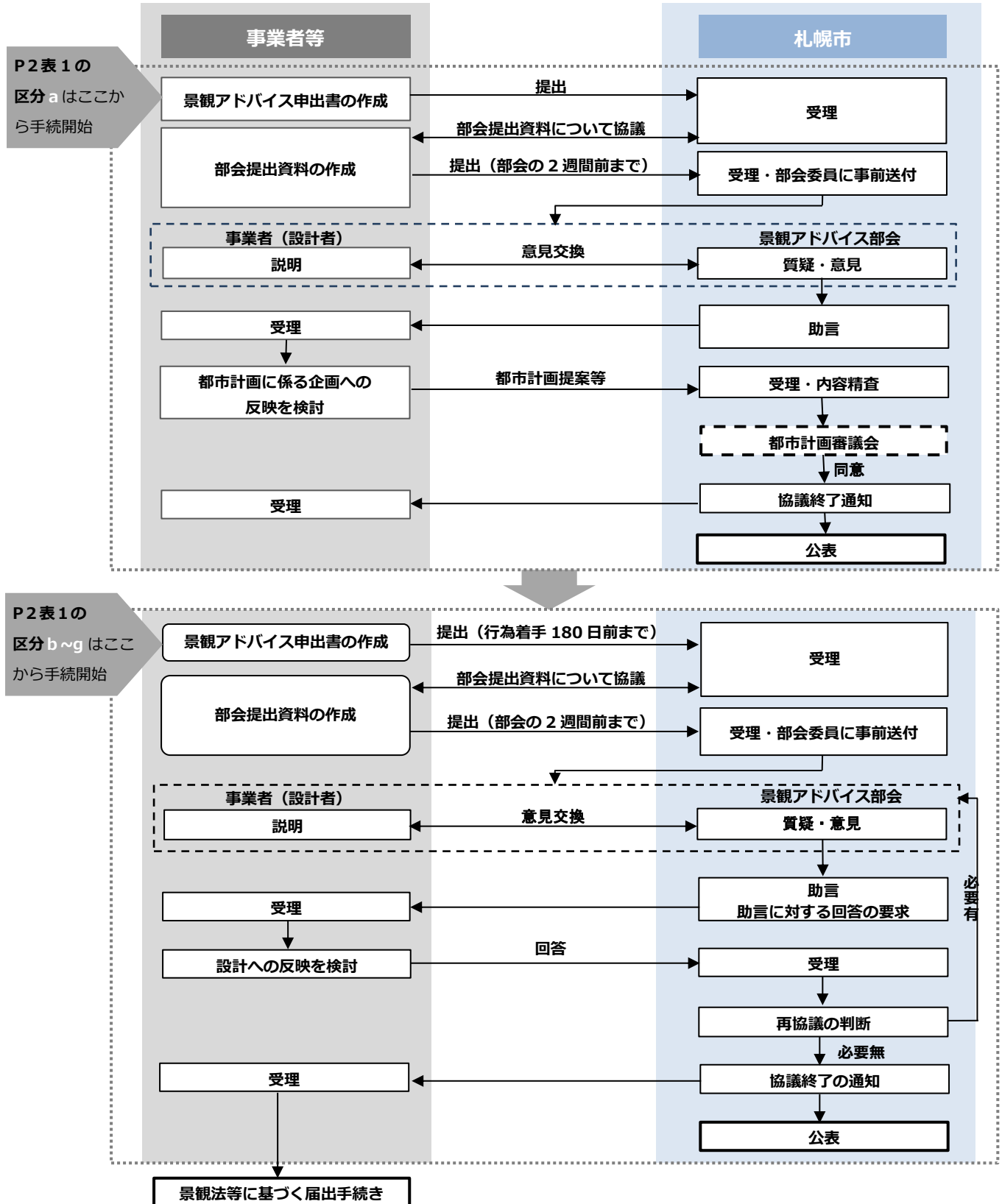


図3 景観プレ・アドバイスの手順

4. 手続き

(1) 構想段階 <表 1 -a のみ該当>

① 協議の概要

札幌市景観計画に示す理念・目標・基本姿勢や景観形成方針、計画地の歴史や自然環境、周辺の街並みなどの地域特性を踏まえ、どのような事項に留意して計画を進めるべきか（当該計画の景観形成の方針に、どのような内容を加えるべきか）等について、専門家（景観アドバイス部会委員）を交え協議します。

② 申出の時期

景観アドバイス部会は、原則として年 6 回、主に偶数月に開催します。それぞれの部会では、原則として下表(2)「議題」欄に記載された案件を議題としますので、都市計画審議会の予定を見据え、下表(3)「申出期日」までに申出を行ってください。（※開催月は、都市計画審議会の日程等により変動する可能性があります。）

	(1) 開催月	(2) 議題	(3) 申出期日
第 1 回部会	6 月	9 月以降の都市計画審議会での事前説明を目指す案件	3 月末
第 2 回部会	8 月	11 月以降の都市計画審議会での事前説明を目指す案件	5 月末
第 3 回部会	10 月	1 月以降の都市計画審議会での事前説明を目指す案件	7 月末
第 4 回部会	12 月	3 月以降の都市計画審議会での事前説明を目指す案件	9 月末
第 5 回部会	2 月	5 月以降の都市計画審議会での事前説明を目指す案件	11 月末
第 6 回部会	3 月	7 月以降の都市計画審議会での事前説明を目指す案件	12 月末

③ 必要書類

申出時及び部会開催の 2 週間前までに、それぞれ下表の書類を提出してください。

	提出書類	提出部数等
申出時	(1) 景観アドバイス申出書（20 ページ参照） (2) 委任状（代理者が申出を行う場合に限り）	それぞれ 1 部
部会開催の 2 週間前まで	(1) 計画概要書（以下の内容をまとめたもの）※16 ページ参照 ・景観形成の方針（遠景・中景・近景の景観形成の方針に加え、これらの方針に至る検討内容（敷地周辺の景観特性や既存計画をどのように読み取ったか、景観シミュレーションの状況など）がわかる内容を盛り込むこと） ・計画の規模、配置などの概要がわかるもの ・敷地周辺の状況がわかる現況カラー写真 ・札幌市景観形成基準の各項目に対する配慮方針をまとめた資料	紙に出力したものの 12 部 及び 電子データ

※提出資料を景観審議会委員に共有するほか、関係部局に提供する場合があります。

- ④ 景観アドバイス部会（非公開）※質疑の内容については18ページを参考にしてください
景観アドバイス部会では、事業者（申出者）や設計者等の方から、計画の概要を説明していただいたうえで、部会委員との意見交換を行います。
なお、景観アドバイス部会には、設計者だけでなく、事業者（申出者）も出席してください。
- ⑤ 助言及び都市計画に係る企画への反映
景観アドバイス部会での意見交換の結果を踏まえ、札幌市からの助言を書面で通知しますので、申出者は、助言を都市計画に係る企画に反映することを検討してください。
- ⑥ 協議終了の通知
市は協議が終了したと認める場合、申出者に対し、その旨を書面で通知します。
- ⑦ 結果の公表
構想段階の協議が終了したとき、協議の概要（申出者、設計者、行為の場所など）を札幌市のホームページで公表します。
協議終了時の公表を原則としますが、支障がある場合は早めにご相談ください。

(2) 設計段階

① 協議の概要

札幌市の景観形成基準や、計画地の歴史、自然環境、周辺の街並みなどの地域特性を踏まえ、どのような景観上の配慮をして設計することが望ましいか等について、専門家（景観アドバイス部会委員）を交え協議します。

② 申出の時期

建築物の意匠、色彩、サイン、照明、外構等について、これらの修正が可能な段階で、かつ、行為に着手する180日前までに申出をしてください。

なお、景観アドバイス部会は、原則として年6回、主に偶数月に開催し、下表(2)「景観アドバイス部会の議題」欄に記載された案件を、それぞれの部会の議題とします。（※開催月は、都市計画審議会の日程等により変動する可能性があります。）

	(1) 開催月	(2) 景観アドバイス部会の議題
第1回部会	6月	3月末までに申出された案件
第2回部会	8月	5月末までに申出された案件
第3回部会	10月	7月末までに申出された案件
第4回部会	12月	9月末までに申出された案件
第5回部会	2月	11月末までに申出された案件
第6回部会	3月	12月末までに申出された案件

③ 必要書類

申出時及び部会開催の2週間前までに、それぞれ下表の書類を提出してください。

<表1-a、b、f、gに該当するもの>

	提出書類	提出部数等
申出時	(1) 景観アドバイス申出書（20ページ参照） (2) 委任状（代理者が申出を行う場合に限り）	それぞれ 1部
部会開催の2週間前まで	(1) 計画概要書（以下の内容をまとめたもの）※16ページ参照 ・景観形成の方針（遠景・中景・近景の景観形成の方針に加え、これらの方針に至る検討内容（敷地周辺の景観特性や既存計画をどのように読み取ったかなど）がわかる内容を盛り込むこと） ・景観形成の方針をどのように設計に反映したかがわかる内容 ・敷地周辺の状況がわかる現況カラー写真 ・札幌市景観形成基準の各項目に対する配慮内容をまとめた資料 (2) 図面類 ・付近見取図、配置図、各階平面図、外構計画図、立面図（着色）、断面図、完成予想図（パース）	紙に出力したものの 12部 及び 電子データ
	(3) 報道機関提供資料（計画の概要を記載した資料など。任意）	5部

※提出資料を景観審議会委員に共有するほか、関係部局に提供する場合があります。

<表 1 -c、d、e に該当するもの>

	提出書類	提出部数等
申出時	(1) 景観アドバイス申出書 (20 ページ参照) (2) 委任状 (代理者が申出を行う場合に限る)	それぞれ 1 部
部会開催 の 2 週間 前まで	(1) 計画概要書 (以下の内容をまとめたもの) ※17 ページ参照 ・以下の 2 点又は 3 点についての方針 (考え方) ▶全て: 公開空地など、公共的空間 (内部や地下空間を含む) に関して、景観の視点から考慮すべき内容 ▶容積率や高さの制限を超えようとするもの: 規模が大きくなることによる諸課題についての対応 (圧迫感の軽減など) ▶景観計画重点区域内のもの・札幌市景観条例第 42 条の 5 第 2 号に規定する景観まちづくり推進区域内のもの: 当該区域の景観形成基準に対する配慮 ・上記の方針をどのように設計に反映したかがわかる内容 ・敷地周辺の状況がわかる現況カラー写真 ・札幌市景観形成基準の各項目に対する配慮内容をまとめた資料 (2) 図面類 ・付近見取図、配置図、各階平面図、外構計画図、立面図 (着色)、断面図 (必要に応じ)、完成予想図 (パース)	紙に出力した もの 12 部 及び 電子データ
	(3) 報道機関提供資料 (計画の概要を記載した資料など。任意)	5 部

※提出資料を景観審議会委員に共有するほか、関係部局に提供する場合があります。

- ④ 景観アドバイス部会 (公開) ※質疑の内容については 18 ページを参考にしてください
景観アドバイス部会では、事業者 (申出者) や設計者等の方から、計画の概要を説明していただいたうえで、部会委員との意見交換を行います。
なお、景観アドバイス部会には、設計者だけでなく、事業者 (申出者) も出席してください。
部会は原則公開としますが、景観プレ・アドバイスは設計の変更が可能な段階で実施することから、支障がある場合はご相談ください。
- ⑤ 助言及び回答
景観アドバイス部会での意見交換の結果を踏まえ、札幌市からの助言を書面で通知します。申出者は、助言の設計への反映を検討し、検討結果を景観アドバイス回答書 (21 ページを参照) により、助言を受け取った日から 30 日以内に回答してください。
- ⑥ 協議終了の通知
市は協議が終了したと認める場合、申出者に対し、その旨を書面で通知します。
- ⑦ 結果の公表
設計段階の協議が終了したとき、協議の内容 (行為の概要、市の助言内容、事業者の回答内容など) を札幌市のホームページで公表します。
協議終了時の公表を原則としますが、支障がある場合は早めにご相談ください。

(1) 景観重要建造物及び札幌景観資産の指定状況（令和8年4月現在）

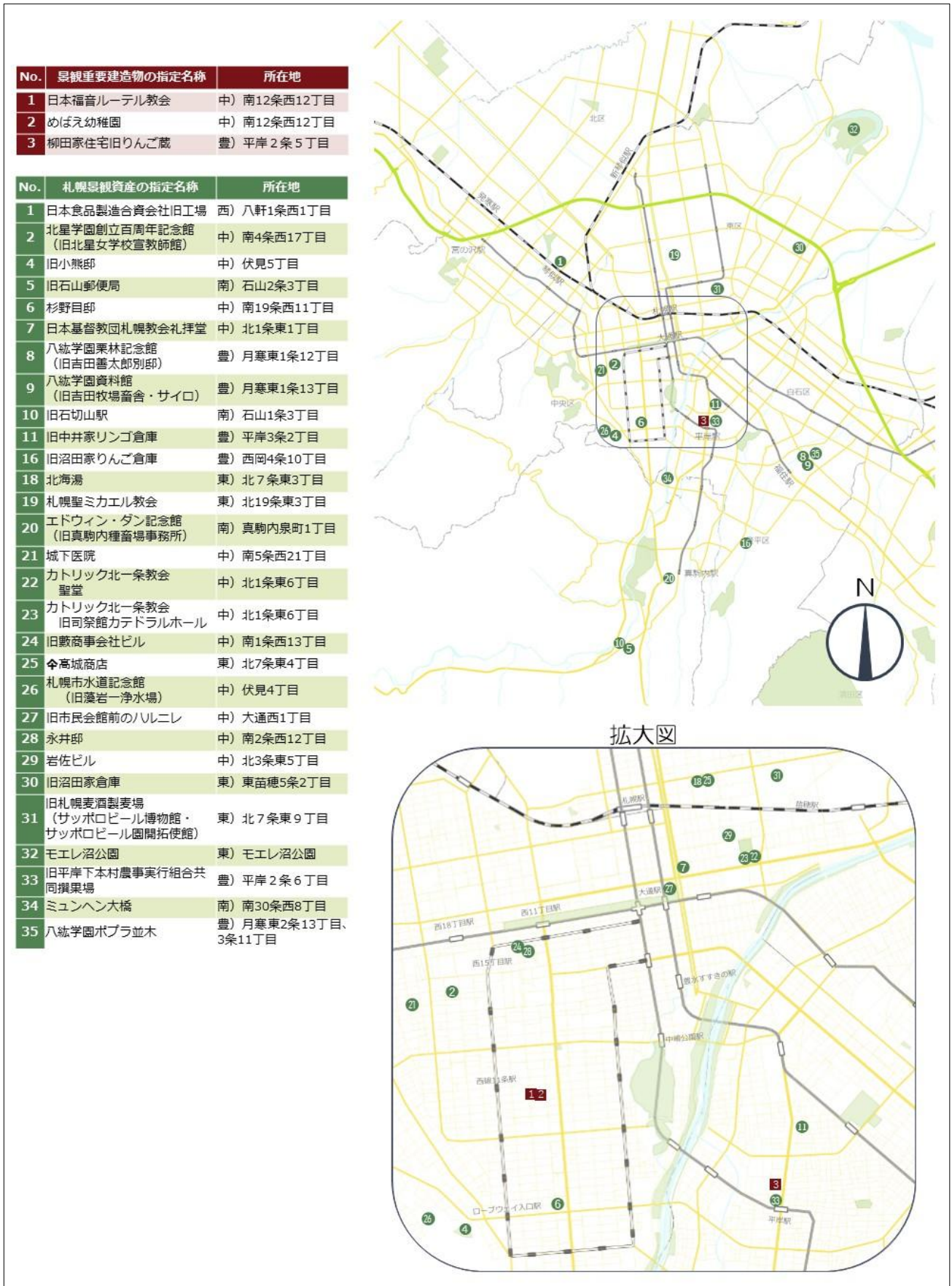
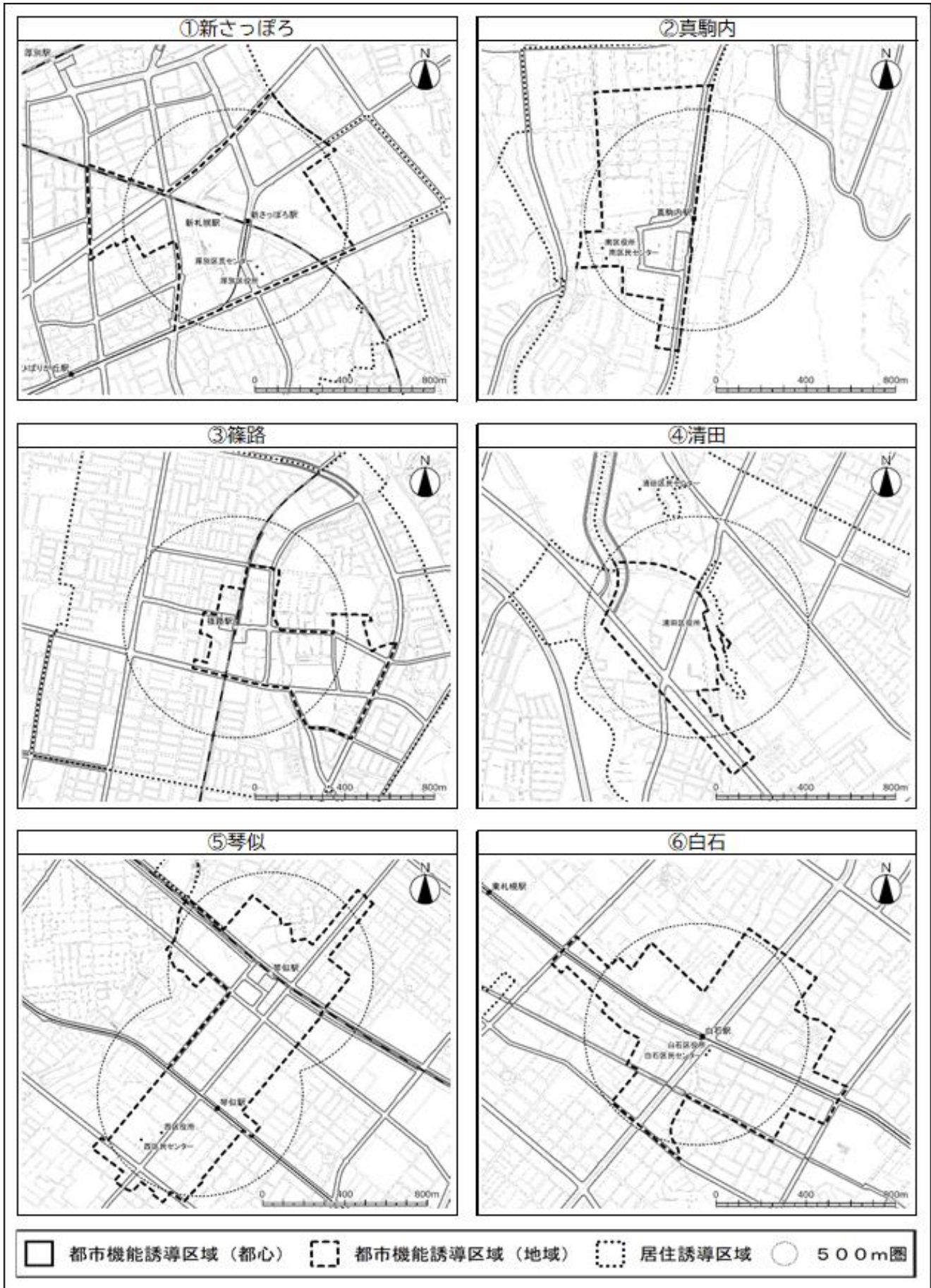


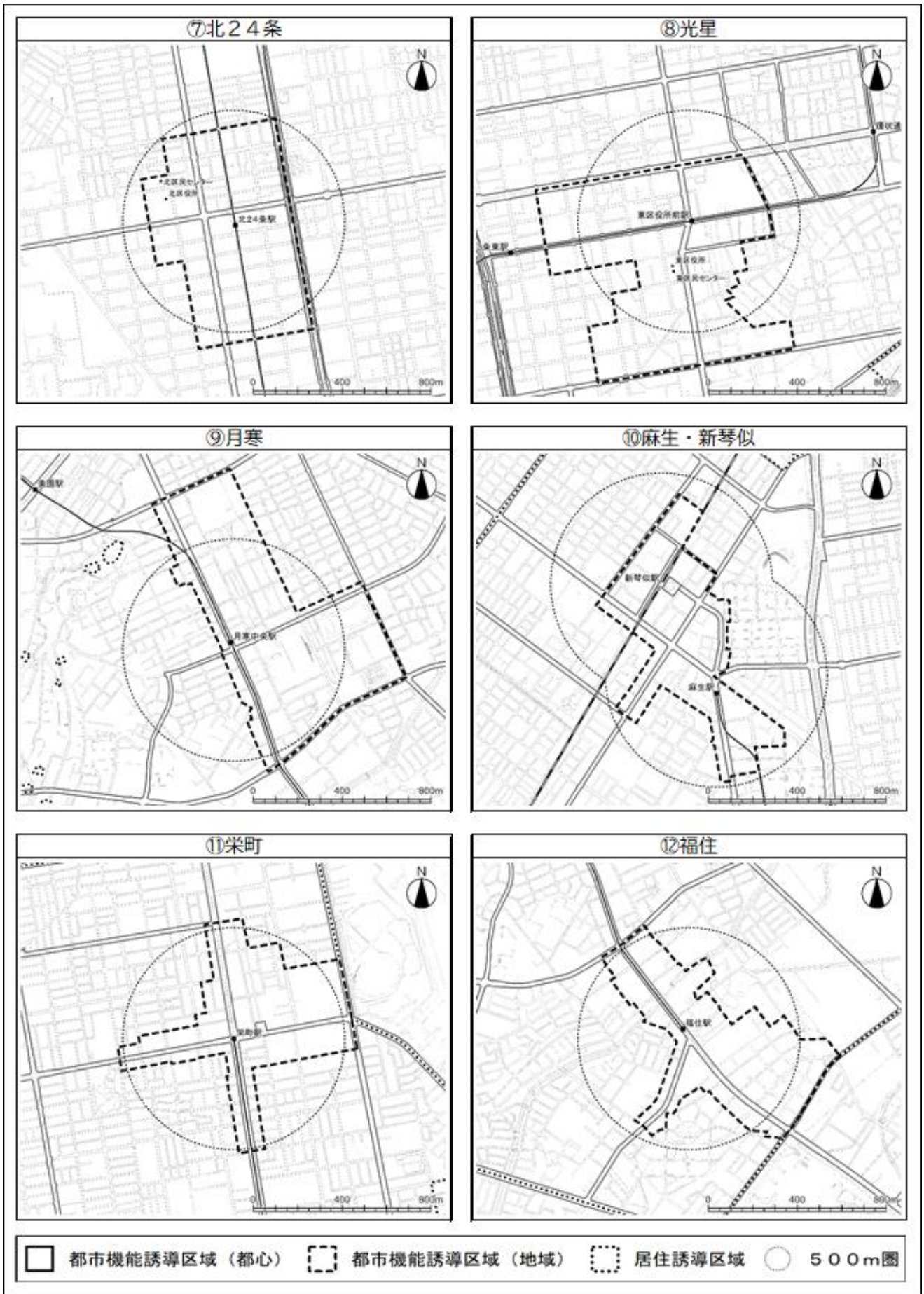
図4 景観重要建造物及び札幌景観資産の指定状況（令和8年4月現在）

表2 景観重要建造物及び札幌景観資産の指定一覧（令和8年4月現在）

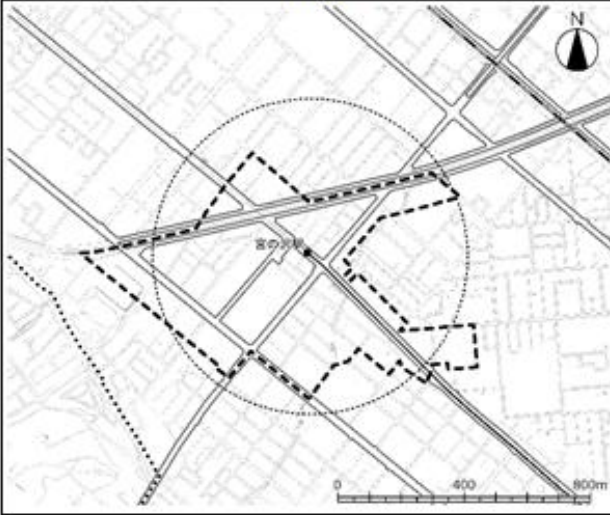
種別	指定番号	名称	所在地
景観重要 建造物	第1号	日本福音ルーテル札幌教会	中央区南12条西12丁目2-27
	第2号	めばえ幼稚園	中央区南12条西12丁目2-27
	第3号	柳田家住宅旧りんご蔵	豊平区平岸2条5丁目9-1
札幌景観資産	第1号	日本食品製造合資会社旧工場	西区八軒1条西1丁目13-1
	第2号	北星学園創立百周年記念館（旧北星女学校宣教師館）	中央区南4条西17丁目2
	第4号	旧小熊邸	中央区伏見5丁目3-1
	第5号	旧石山郵便局	南区石山2条3丁目1-26
	第6号	杉野目邸	中央区南19条西11丁目1-25
	第7号	日本基督教団札幌教会礼拝堂	中央区北1条東1丁目3
	第8号	八紘学園栗林記念館（旧吉田善太郎別邸）	豊平区月寒東1条12丁目3-48
	第9号	八紘学園資料館（旧吉田牧場畜舎・サイロ）	豊平区月寒東1条13丁目3-6
	第10号	旧石切山駅	南区石山1条3丁目1-30
	第11号	旧中井家リンゴ倉庫	豊平区平岸3条2丁目2-1
	第16号	旧沼田家りんご倉庫	豊平区西岡4条10丁目7-1
	第18号	北海湯	東区北7条東3丁目28
	第19号	札幌聖ミカエル教会	東区北19条東3丁目4-5
	第20号	エドウィン・ダン記念館（旧真駒内種畜場事務所）	南区真駒内泉町1丁目6-1
	第21号	城下医院	中央区南5条西21丁目2-16
	第22号	カトリック北一条教会 聖堂	中央区北1条東6丁目10
	第23号	カトリック北一条教会 旧司祭館カテドラルホール	中央区北1条東6丁目10
	第24号	旧藪商事会社ビル	中央区南1条西13丁目317-2
	第25号	高城商店	東区北7条東4丁目28
	第26号	札幌市水道記念館（旧藻岩第一浄水場）	中央区伏見4丁目
	第27号	旧市民会館前のハルニレ	中央区大通西1丁目
	第28号	永井邸	中央区南2条西12丁目323-5
	第29号	岩佐ビル	中央区北3条東5丁目5
	第30号	旧沼田家倉庫	東区東苗穂5条2丁目11-18
	第31号	旧札幌麦酒製麦場	東区北7条東9丁目1-1
	第32号	モエレ沼公園	東区モエレ沼公園1-1
	第33号	旧平岸下本村農事実行組合共同撰果場	豊平区平岸2条6丁目2-27
	第34号	ミュンヘン大橋	南区南30条西8丁目
	第35号	八紘学園ポプラ並木	豊平区月寒東2条13丁目、3条11丁目（北海道農業専門学校敷地内）

(2) 都市機能誘導区域・詳細図

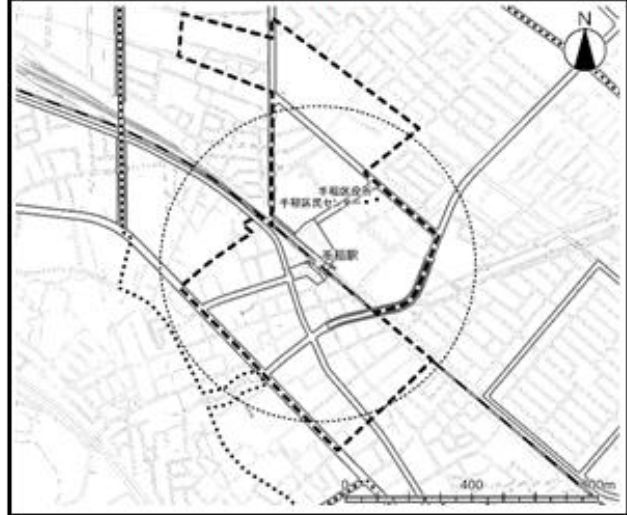




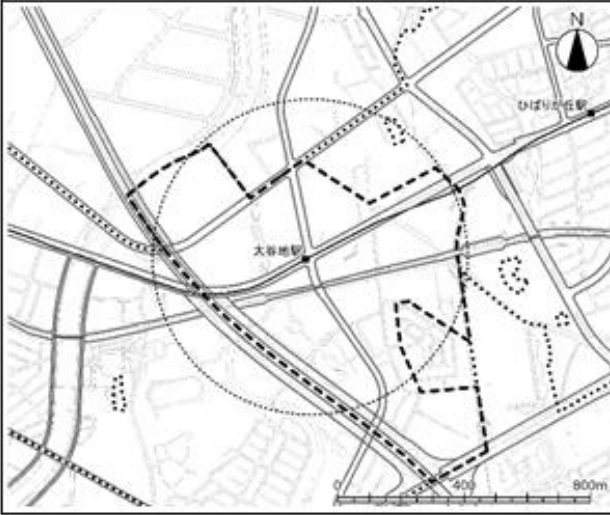
⑬宮の沢



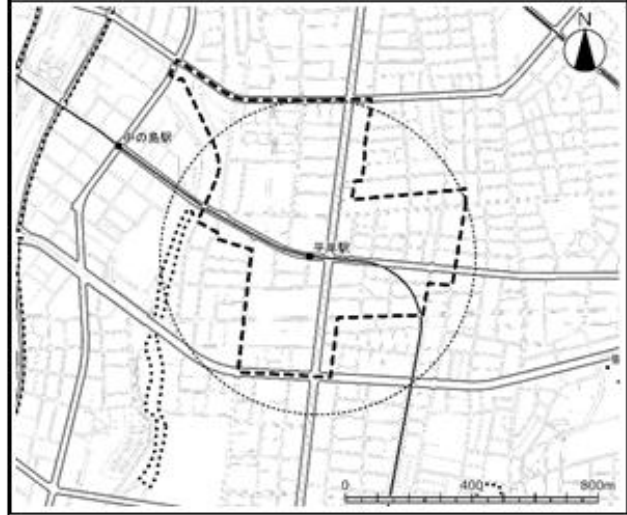
⑭手稲



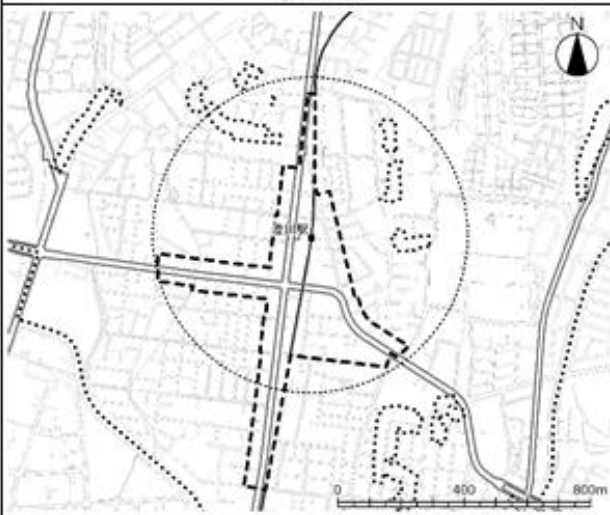
⑮大谷地



⑯平岸



⑰澄川



都市機能誘導区域（都心）
 都市機能誘導区域（地域）
 居住誘導区域
 500m圏

(3) 提出書類について

P6～9に記載している各提出書類については、次のような内容を盛り込むことをご検討ください。

※スケジュールや費用も踏まえ、可能な範囲でご検討ください。

<表 1-a、b、f、g に該当するもの>

①計画概要書

■ 景観形成の方針

■ 景観形成の方針をどのように設計に反映したかがわかる内容（設計段階のみ）

- ・地形をはじめとする自然特性、都心や住宅地などの市街地等の特性、歴史や文化、暮らしの特性など、景観に関する視点から、どのように計画地を分析したか、そのうえで、計画建物のコンセプトとしてどのように活かしたか、などについて記載してください
- ・外装（素材・色彩）、緑化、外構、サイン、夜間景観（照明計画）などの考え方については、構想段階においても、参考にしている事例の写真を活用するなどし、可能な限りイメージが共有できるように記載してください
- ・構想段階の助言を計画にどのように反映したかがわかる内容（構想段階を実施した設計段階のみ）
- ・都市計画上、用途上、環境上など、景観以外の視点に立った配慮やコンセプトを記載していただ
いてかまいませんが、それが記載内容の主体とならないように注意してください

■ 敷地周辺の状況がわかる現況カラー写真

- ・周辺を含む敷地の写真（遠景・中景・近景）
- ・周囲に景観重要建造物等の景観資源（以下単に「景観資源」という。）がある場合は、その景観資源との関係性において重要と思われる視点場からその景観資源・敷地方向を見た写真

■ 計画の規模、配置などの概要がわかるもの（構想段階のみ）

- ・②図面類の記載を参考にフォトモンタージュなどの手法を活用し、検討内容がわかるような資料をご用意ください
- ・景観資源に近接する場合は、その景観資源と計画建物がある位置からどのように見えるかわかるもの
- ・地域の主要な通りに面する場合は、その通り沿いの複数街区立面（札幌駅前通北街区においては、ストリートウォールの状況がわかるよう可能な限り作成するようにしてください）

■ 札幌市景観形成基準の各項目に対する配慮方針（配慮内容）をまとめた資料

- ・別表としてまとめてください（ひな形をご用意しています）

■ その他

- ・容積率緩和等の制度を活用する場合はその内容（空間ボリュームなどが制度活用によるものなのか、デザインコンセプトによるものなのか、などの意図が確認できるもの）
- ・オープンスペースを設ける場合は、想定しているオープンスペースの使われ方がわかるもの（冬期間における考え方を含む）
- ・車、人の動線計画と導入部の設えに関する考えがわかるもの（地下歩行空間等に接続するものにおいては、接続部分の設えを含む）
- ・景観資源に近接する場合は、日影に関する検討がわかるもの
- ・他制度の協議（開発検討委員会など）を行っている場合はその協議の状況
- ・着工までのスケジュール

②図面類（設計段階のみ）

■ 付近見取図

- ・ 敷地の地理的概況、周辺状況がわかるもの

■ 配置図

■ 各階平面図

- ・ 隣接建築物の壁面や塀等の位置を可能な限り記載してください
- ・ ロードヒーティングを敷設する場合は、可能な限りその範囲を明示してください

■ 立面図（着色、各面）

- ・ 素材や仕上げの想定がわかるもの
- ・ タワーパーキングなど別棟がある場合はそれがわかるもの
- ・ 景観資源に並列する・同じ沿道に立地するなどの場合は、その景観資源と計画建物がある位置からどのように見えるかわかるもの
- ・ 地域の主要な通りに面する場合は、その通り沿いの複数街区立面（札幌駅前通北街区においては、ストリートウォールの状況がわかるよう可能な限り作成するようにしてください。）

■ 断面図

- ・ 空間構成がわかる部分の断面図としてください

■ 完成予想図（パース）

- ・ 歩行者からの見え方について確認できるようなアイレベルからのもの。可能であれば建築物の入口近辺からの見上げや、道路を挟んだ反対側からの見え方など数点（ドローンから見たような構図は通常みることができない見え方であるため避けていただき、歩行者の視点から見た構図となるようにお願いします。）
- ・ 周辺状況との調和に関する配慮を確認できるよう、少なくとも隣接する建築物を含んだもの
- ・ 視点場からの見え方について確認できるよう、主要な視点場から一定方向を見たもの
例えば、
 - 札幌駅前通に面する場合：札幌駅から大通方向、ススキノから大通方向などを見た構図
 - 大通に面する場合：大通1丁目から大通西13丁目方向、大通から敷地方向を見た構図
 - 札幌駅周辺：札幌駅や高架（JR）から敷地方向を見た構図
 - 景観資源近隣：ある位置から景観資源を見た構図 など
- ・ なぜその外観としたのかというコンセプトが表現されているもの
- ・ 時間や季節で異なる表情を見せることを意図している場合はそれがわかるもの
- ・ にぎわいの演出や照明計画などの配慮事項がある場合は、それが表現されているもの

<表 1-c、d、e に該当するもの>

①計画概要書

- 公共的空間に関して景観の視点から考慮すべき内容などについての方針
- 方針をどのように設計に反映したかがわかる内容

- ・ オープンスペースなどの公共的空間に関するコンセプトや景観配慮について、想定している使用われ方を含めて記載してください
- ・ 容積率緩和等の制度を活用する場合はその内容（空間ボリュームなどが制度活用によるものなのか、デザインコンセプトによるものなのか、などの意図が確認できるもの）と、規模が大きくなることに係る対応（圧迫感の軽減など）などについて記載してください
- ・ 景観計画重点区域のものや、景観まちづくり推進区内の地域届出対象行為に該当するもの場合は、各景観形成基準に関する考え方がわかるよう記載してください
- ・ 外装（素材・色彩）、緑化、外構、サイン、夜間景観（照明計画）などの考え方については、参考にしている事例の写真を活用するなどし、可能な限りイメージが共有できるよう記載してください。
- ・ 他制度の協議（開発検討委員会など）を行っている場合はその協議の状況
- ・ 着工までのスケジュール

- 敷地周辺の状況がわかる現況カラー写真

- ・ 周辺を含む敷地の写真（遠景・中景・近景）
- ・ 周囲に景観資源がある場合は、その景観資源との関係性において重要と思われる視点場からその建造物・敷地方向を見た写真

- 札幌市景観形成基準の各項目に対する配慮方針（配慮内容）をまとめた資料

- ・ 別表としてまとめてください（ひな形をご用意しています）

②図面類

- 付近見取図 ■ 配置図 ■ 各階平面図 ■ 外構計画図 ■ 立面図（着色、各面）
- 断面図（必要に応じ） ■ 完成予想図（パース）

- ・ P16～17「<表 1-a、b、f、g に該当するもの> ②図面」を参照ください。なお、完成予想図については、敷地が面する道路側から見た構図を含め 1.2 点程度を作成願います

■ オープンスペース・歩道状空地

- ・ 広場・オープンスペースの使い方（運用）を想定したデザインについて
- ・ 屋外広場の冬季を含めた通年の活用想定について
- ・ 屋内、屋外、歩道の連続性（仕上げ）について
- ・ 隣接地との連続性について
- ・ アプローチ空間の考え方、人の動線について
- ・ ストリートファニーチャーの選定について
- ・ 屋内広場と屋外広場の連続性について
- ・ 建築物の足元の演出について
- ・ 雪、風、日陰時間帯などへの配慮について

■ 植栽・緑地等

- ・ 緑地の連続性の確保について
- ・ 北海道の気候や植生を考慮した植栽の選定について
- ・ 日照状況や植栽の成長への配慮について
- ・ 立体的な植栽の考え方や屋内への緑の引き込みについて
- ・ 季節の変化を踏まえた植栽の選定について
- ・ 緑視率の向上に向けた工夫について
- ・ 維持管理を見据えた検討について

■ 駐車場・駐輪場

- ・ 駐車場出入口の安全性確保と景観配慮の両立について
- ・ 駐輪場の管理について
- ・ 駐車場や駐輪場の修景について

■ 附帯設備

- ・ 建築物との調和について
- ・ 効果的な修景について

■ サイン計画

- ・ 施設や周囲の街並みと調和した掲出方法や色彩・素材について
- ・ 景観配慮しつつ視認性を高める工夫について
- ・ 夜間のサイン計画について
- ・ 複数のサインの統一性の確保について（サインに関するルール作りについて）
- ・ （ガラス面が多い場合やテナントが多い場合）運用開始後の外観の維持について

構想段階
 景観アドバイス申出書
 設計段階

年 月 日

(宛先) 札幌市長

申出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名)
 電話

札幌市景観条例第16条の2第2項の規定に基づき、下記の行為について関係図面を添えて次のとおり申し上げます。

※1 代 理 者	住所 (事務所名) 氏名 () 建築士登録第 号 電話番号		
※1 設 計 者	住所 (事務所名) 氏名 () 建築士登録第 号 電話番号		
行 為 の 場 所		札幌市 区	
行 為 の 概 要	種 別	建築物	新築 増築
		工作物	新設 改築 外観の過半にわたる色彩の変更
	計画名称		
	用途地域	(% / %)	
	その他地域地区等		
	建ぺい率/容積率		
	敷地面積		
	建築面積 (築造面積)		
	延べ面積		
	高さ		
	構造		
	用途		
	その他		
行 為 の 期 間		着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日
※ 2 受 付 欄		年 月 日	第 号

注 1 ※ 1 印の欄は、法人の場合には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 ※ 2 印の欄は記載しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

構想段階
 景観アドバイス回答書
 設計段階

年 月 日

(宛先) 札幌市長

申出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名)
 電話

札幌市景観条例第16条の3第2項の規定に基づき、 年 月 日付第 号で助言のあつた件について次のとおり回答します。

※1 代 理 者	住所 (事務所名) 氏名 () 建築士登録第 号 電話番号
※1 設 計 者	住所 (事務所名) 氏名 () 建築士登録第 号 電話番号
行 為 の 場 所	札幌市 区
計 画 名 称	
札幌市からの意見	
意見に対する回答	
添付図書	

注 ※1印の欄は、法人の場合には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

札幌市まちづくり政策局都市計画部 地域計画課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
tel. 011-211-2545 fax. 011-218-5113

eメール : keikan@city.sapporo.jp

ホームページ : <https://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/>



さっぽろ市
01-03-26-824
R8-1-58